

令和 6 年(ワ)第 6807 号 投稿記事削除等請求事件

原告 部落解放同盟大阪府連合会 外 1 名

被告 宮部龍彦

準備書面 1

(令和 7 年 3 月 7 日付原告訴えの変更申立書への答弁)

令和 7 年 8 月 23 日

大阪地方裁判所第 22 民事部合議 2 係 御中

被告 宮部龍彦

第1 従前の主張の準用

- 1 被告は、令和 7 年 3 月 2 日付答弁書および同日付証拠説明書の記載をすべて準用する。
- 2 本件訴えの変更の申立てを却下する。
- 3 予備的に、仮に変更を許可する場合には本件訴額の再算定および必要な手数料の追納を行うことを命じられたい。

第2 訴えの変更(請求拡張)に対する意見

1 手続上の異議

原告らは今回、「曲輪クエスト(395)寝屋川市明和」を削除対象として追加したが、これは裁判の途中で新たに生じた事項であり、このような逐次的・断片的な訴えの変更を許容すれば、民事訴訟法第 143 条第 1 項にいう「著しく訴訟手続を遅滞させること」を招く。

特に本件の性質上、被告が新たな地域の記事を投稿するたびに原告らが請求を無制限に追加できる状態となれば、原告らは訴訟手数料の追加負担なしに裁判を延々と遅滞させ、裁判所に不必要な手続負担を生じさせること

が可能になってしまう。これは受益者負担の原則および訴訟経済の観点からも極めて不当である。

2 訴額再算定の必要性

原告は人格権侵害による慰謝料請求を前提としつつ、侵害対象を増やしながら訴額を据え置く。これは受益者負担の原則にも反し、費用負担を回避した実質的な請求拡張である。

よって、変更を許可する場合でも、民事訴訟費用等に関する法律等に基づき訴額の再算定および手数料の追納を命じることが不可欠である。

3 以上のとおり、本件訴えの変更申立ては民事訴訟法第 143 条第 4 項により却下されるべきであり、仮に許可される場合でも訴額の再算定および適正な手数料の追加納付が必要である。

以上